

平成 22 年 8 月 12 日

(お知らせ)

N T T 西日本 愛媛支店

N T T 社員を名乗る詐欺に関する注意喚起について

現在、四国内において、N T T 社員を名乗る者からお客様に「お金を返すので銀行の A T M に来て欲しい。」との電話があり、A T M を操作させ、現金を振り込ませようとする手口の詐欺が発生しており、高知市と高松市では被害に遭われた方がいらっしゃいます。

これまで、他地域においても N T T 社員を名乗る同様の詐欺のケースはありましたが、**弊社からお客様に対し、A T M の操作等をお願いすることは決してございません。**

N T T 西日本を騙り、A T M の操作を求める電話に対しては、決して応じることのないようご注意ください。

なお、万一、不審な電話がかかった場合は、N T T 西日本料金請求書、領収書・口座振替のお知らせに記載の料金お問合せセンターへお問合せいただきますようお願いいたします。

料金お問合せセンター：0120-025852

※ 携帯電話、P H S からのご利用になれます。

※ 受付時間 9 時～17 時（土曜・日曜・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日除く）

＜料金返還方法＞

N T T 西日本における料金返還方法は

1. 次回以降の電話料金の請求額と相殺します。
2. お客様の指定口座に振り込みます。

ニュースリリースに記載している内容は、報道発表時のものです。最新の情報と内容が異なる場合がありますのでご了承ください。